平成２３年（フ）第５９３号
岡山県赤磐市東軽部992番地
債務者　光吉　明徳
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月15日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８３号
熊本県水俣市牧ノ内４番９号
債務者　大村奈緒美（旧姓上田）
1　決定年月日時　平成23年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月16日午前11時
熊本地方裁判所八代支部

平成２３年（フ）第２１３８号
横浜市泉区上飯田町931番地１　ライオンズマンション201
債務者　松谷　謙三
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１１２６号
東京都八王子市上柚木３―16―３―509、住民票上の住所東京都多摩市連光寺６丁目28番地の９
債務者　中野　雅志
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月９日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１２１７号
東京都府中市武蔵台２丁目15番地の８府中荘
債務者　山中　喜博
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月９日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１２５２号
東京都調布市国領町７丁目55番地４国領ロイヤルマンションＡ―305
債務者　土屋　真澄
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月９日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１２５４号
東京都町田市小川４丁目12番地16昴レジデンス101
債務者　友井　直樹
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月９日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第２９１号
愛知県豊川市金屋元町１丁目49番地、従前の住所愛知県豊川市三蔵子町出口19番地　レオパレスシャルム出口Ａ210
債務者　伊藤　信也
1　決定年月日時　平成23年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月５日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第１９２号
長崎県佐世保市藤原町９番４号　コーポ藤原201、旧住所東京都練馬区谷原５丁目31番７―402号
債務者　須賀　秀子
1　決定年月日時　平成23年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月２日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第２０７号
香川県丸亀市中津町1384　今治造船中津寮新館５号室、住民票上の住所長崎県佐世保市稲荷町17番17号　パークサイド大宮404
債務者　吉川　和義
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月２日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第２５１８号
横浜市南区六ツ川３丁目114番地５　六ツ川台団地１街区５棟102号
債務者　吉村　誠一
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２５１９号
横浜市南区六ツ川３丁目114番地５　六ツ川台団地１街区５棟102号
債務者　吉村　友子（旧姓永山）
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２６４０号
横浜市戸塚区下倉田町1167番地　日立下倉田Ｃ棟201号
債務者　吉田　一男
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１７２号
佐賀県伊万里市立花町3086番地１　ラフィーネⅡ201号、前住所佐賀県伊万里市新天町３番地９
債務者　濱田　義文
1　決定年月日時　平成23年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月２日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第２２３号
長崎県佐世保市俵ケ浦町693番地
債務者　森宗美喜子
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月２日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係